

調査報告書

令和■年2月16日

北九州市いじめ問題専門委員会

いじめ問題専門委員会	委員長	嘉嶋 領子
委員	上野 直生	
委員	今村 浩司	
委員	福田 百合加	
委員	三好 恵	
委員	吉田 麻衣	

第三者調査委員会

代表	笠置 俊介
委員	梅津 和子
委員	神崎 保孝

目次

第1 はじめに

第2 第三者委員会の調査活動の経緯・概要

1 会議・調査等の実施日

2 調査の進め方と方法

第3 当該校での事実について

1 入学から■年生までの生活

2 ■年生から■年生までの生活

3 ■年生の生活

4 児童Bの発言後の対応

第4 今回申立てがあった当該校における「いじめ」が疑われる事実

第5 今回申立てがあった当該校における「いじめ」が疑われる事実

についての認定

1 事実認定

2 いじめの該当性

3 重大事態の該当性

第6 いじめの事実以外の背景事情

1 当該児童の背景

2 保護者の背景

3 加害児童の背景

4 当該校の背景

5 市教育委員会の背景

第7 当該校における不登校の原因についての考察

第8 当該校における自殺企図の原因についての考察

第9 当該校におけるいじめの対応およびいじめ防止対策体制に対する評価

1 いじめ実態調査について

2 初動と学級担任支援について

3 元教諭と当該児童の保護者との関係性について

4 いじめ防止対策体制について

5 小中連携に係る引き継ぎについて

第10 本事案を踏まえた提言等

I 学校に対する提言

II 市教育委員会に対する提言

【添付資料】

1 いじめ防止対策推進法

2 北九州市いじめ問題専門委員会条例

3 いじめの防止等のための基本的な方針

4 [REDACTED]

5 スクールヘルパーの概要

6 いじめに関する実態調査（令和■年度）

7 [REDACTED]

8 遺書

9 [REDACTED]

10 [REDACTED]

11 [REDACTED]

12 [REDACTED]

第1 はじめに

- 1 本報告書は、■■小学校（以下、「当該校」という。）に在籍していた児童A（以下、「当該児童」という。）の母親（以下、「保護者」という。）より、令和■年10月25日、当該児童が在籍していた当該校において、当該児童がいじめを受け、不登校になり、自殺を図ったこと（以下、「本事案」という。）がいじめ防止対策推進法（別添1）第28条第1項に規定されているいじめ重大事態に該当するとの中立てが令和■年12月8日になされたことを受けて、報告するものである。
- 2 第三者調査委員会（以下、「第三者委員会」という。）は、令和■年12月28日、北九州市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）が、本事案をいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の疑いと位置付けたことを受けて、令和■年3月6日、北九州市いじめ問題専門委員会条例（別添2）に基づき、北九州市いじめ問題専門委員会内に調査組織として設置された。ただし、いじめ防止対策推進法には重大事態の疑いという概念ではなく、第三者委員会を設置する時点では重大事態との認識が必要である（後述のとおり、文部科学省に確認している）。市教育委員会の誤認については後述する。第三者委員会は、弁護士1名、臨床心理士1名、精神保健福祉士1名からなる調査委員3名で構成された。

第三者委員会の設置目的は、①本事案の背景に何があったのかという事実を明らかにし、②その明らかになった事実が当該児童の不登校や自殺企図にどのような影響を与えたのかという過程を明らかにするとともに、③本事案当時の当該校のいじめ防止対策体制を確認し、④これらを踏まえて再発防止に向けた課題の明確化と、そのための取組について提言を行うことである。

本報告書は、市教育委員会に第三者委員会が設置され、当該校で発生したいじめ重大事態に係る調査について前記設置目的に基づいて行った結果を報告するものである。本報告書をまとめるにあたって、当該児童、保護者を始め、当該校の教員、対応にあたった市教育委員会の職員、当該児童が通院していた医療機関の関係者などの協力を得て、それらの人を対象に聞き取り調査を行うとともに、必要な書類等の提供及び収集等を行うなど、前記設置目的の実現に向けて可能な限り資料収集を行った。ただし、学校がいじめの加害を行ったと思われる児童からの聞き取りを行い、いじめと認定しているところ、収集した資料を再分析し、第三者委員会及びいじめ問題専門委員会において十分に議論し、検討のうえ、加害を行ったと思われる児童からの聞き取りは、児童の心理的負担を軽減するため及び時間が経過しているために記憶があいまいになっていることで調査の混乱を防ぐため、直接の聞き取りを行わず、いじめの認定は学校の認定を追認する形をとった。この点については、市教育委員会より加害を行ったと思われる児童の保護者に対し、第三者委員会の判断により聞き取り調査をしないことを報告した。

- 3 本報告書は、第2で調査活動の経過・概要を簡単にまとめたうえ、第3で当該校での生活の事実、第4で「いじめ」が疑われる事実を指摘し、第5で「いじめ」が疑われる事実について第三者委員会が認定した事実を記述し、認定した事実が「いじめ」

および「重大事態」に該当するか否かの第三者委員会の判断を述べる。その後、第6で「いじめ」以外で本件に関連する可能性があると考えられる事実を認定し、第7で不登校の原因について考察し、第8で自殺企図の原因について考察し、第9で当該校のいじめ防止対策体制に対する評価、第10で以上を踏まえた第三者委員会の提言を述べるという構成を取る。

4 第三者委員会の設置目的は前記2のとおりであるが、その点に関して補足する。

いじめが生じた（あるいは疑われた）場合に、第三者的な委員会を組織して調査を行う趣旨は、客観的な視点からいじめの事実の存否および内容並びにいじめの背景事情や学校の対応の適否などを明らかにして、当該児童の権利を守るとともに、学校内におけるいじめの再発をできる限り防ぎ、仮にその後にいじめが発生した場合の学校の対応をより適切なものにするように意見を具申する点にある。

この点について、文部科学省が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」(別添3)では、「この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。」としている。

したがって、第三者委員会も、いじめをしたとされる児童や対応に当たった学校関係者の責任を追及するために調査をするものではなく、本報告書が前記の責任追及のために用いられるることは想定していない。

また、第三者委員会は、可能な限り事実関係を明らかにすることを目指して調査を実施したが、調査には強制力がなく、任意に提供される情報による事実認定に限定されること、調査対象となつたいじめの事象から相当の年月が経過しているものがあったこと、調査を一定の期間内で終わらせる必要があることなどから、必ずしも事実関係が明確とならなかつた部分もある。そのため、当該児童が申告するいじめ被害のうち、その存在を認定していない事実についても、それがなかつたと判断するものではなく、あくまで、可能な調査の中でその存在の蓋然性が高いと認められるものを、いじめ行為があつたと認定するものである。

第2 第三者委員会の調査活動の経緯・概要

1 会議・調査等の実施日

(1) 会議

第1回	令和■年3月6日
第2回	令和■年3月28日
第3回	令和■年4月6日
第4回	令和■年4月14日
第5回	令和■年5月9日
第6回	令和■年5月16日
第7回	令和■年6月6日
第8回	令和■年6月14日

第9回 令和[]年6月27日
第10回 令和[]年7月21日
第11回 令和[]年8月17日
第12回 令和[]年8月29日
第13回 令和[]年9月22日
第14回 令和[]年10月10日
第15回 令和[]年10月17日
第16回 令和[]年10月24日
第17回 令和[]年11月7日
第18回 令和[]年11月16日

(2) 調査

第1回 令和[]年4月21日 (当該児童・保護者)
第2回 令和[]年5月16日 (教員)
第3回 令和[]年5月18日 (市教育委員会関係者)
第4回 令和[]年5月23日 (教員)
第5回 令和[]年5月24日 (教員)
第6回 令和[]年5月30日 (市教育委員会関係者)
第7回 令和[]年6月28日 (教員)
第8回 令和[]年7月6日 (当該児童・保護者)
第9回 令和[]年8月16日 (医療関係者)
第10回 令和[]年8月22日 (医療関係者)

(3) 文部科学省への電話聴取

令和[]年10月12日

2 調査の進め方と方法

(1) 当該児童・保護者への聴取

当該校におけるいじめ事象について、当該児童および保護者に聞き取り調査を行った。

(2) 教員への聴取

当該校にていじめ事象を受けて対応した教員およびこれまで当該児童に関わった教員に聞き取り調査を行った。

(3) 市教育委員会関係者への聴取

当該校におけるいじめ事象を受けて対応した市教育委員会関係者に聞き取り調査を行った。なお、スクールソーシャルワーカーは、各学校に配置されているものではなく、市教育委員会に所属しているので、市教育委員会関係者として聞き取り調査をした。

(4) 医療関係者への聴取

当該児童が通院し投薬やカウンセリングを受けていた医療機関の医療関係者に聞き取り調査を行った。

(5) 当該児童・保護者からの資料の提供

当該児童および保護者から遺書、事実関係を記録した文書、録音媒体等の資料の提供を受けた。

(6) 市教育委員会からの資料の提供

市教育委員会から当該校および市教育委員会の対応記録等の資料の提供を受けた。

(7) 文部科学省への電話聴取

文部科学省に対し、重大事態の定義について電話により聴取した。

第3 当該校での事実について

1 入学から■年生までの生活

詳細な情報は得られていないが、保護者からの聞き取りによると、もともと元気な子どもだった。■の時に■ことなどから■と担任に勧められてスクールカウンセラーに相談した。この時の相談は2回で終了した。その後、保護者の判断で■を受診し、その後定期的に通院している。

2 ■年生から■年生までの生活

■を利用した。「■」とからかわれたり、「土下座をしろ」と言われたりすることもあった。他の児童とトラブルになり、その事を苦にして「死にたい、■死ねばいいんやろ」という発言もあった。一方、当時の担任がその子らを抑えてくれるという安心感から学校生活を何とか送ることができていた。■の場面では、■

■など、指摘されていたことが■でほぼ落ち着いた。その後も1年1年積み重ねて、ルールがしっかりと守れるなど他の子のお手本になっていた。保護者も熱心に当該児童に関わっており、■の担当教員・学級担任・教務主任と連携がとれていた。■もしっかり作られていたので、学年ごとに学校と保護者の面談も行われていた。

3 ■年生の生活

■が終了し、■での生活になる。同時に担任も変わった。■した後は■もなく当該児童や家族への支援が全くない状態になった。当時の校長は「■先生と今後も見守る」と考えていたとのことだが、■担当教員と関わる配慮はされていなかった。■の視点での引き継ぎがされていなかったと複数の教職員からの聞き取りでも話されていた。年度当初に担任が当該児童宅を家庭訪問した際、小学校■当時にも児童Bから複数の児童からいじめに該当し得る行為を受けた過去がある、との情報提供を事前に受けている。担任は当該児童の■やこれまでの周囲の児童との関係を理解できていない、当該児童の辛さや日々の生活の困難さを理解・共感する

教職員がいない状態が続いていた。

令和■年 10 月 25 日の給食の時間に当該児童が配ったハヤシライスを児童 B が「児童 A が配って汚いけ、変えて」と言って、別の児童の物と取り換えるという事件が起こった。その後に当該児童が担任にそのことを告げた。他の児童も口撃していたが、児童 B が「していない」といったことを担任は信じて、その場では対応しなかった。

4 児童 B の発言後の対応

児童 B の発言があった翌日から当該児童は登校できなくなった。翌々日、当該児童の保護者から再度の訴えがあったため、校長、教頭、担任が、児童 B および他の児童からも改めて事実確認を行い、そこで得た証言によって児童 B が発言を認めたことで、ようやく加害事実が判明した。その時、事実確認をした 3 名は「児童 A に対して失礼である」という程度の指導で、人権や人格を否定することにつながる発言であるという指導ではなかった。

担任は児童 B のことを「[]」と認識していたため大きな問題とは取り上げなかった。当該校は 10 月 29 日の時点で謝罪の場を設定することが解決の道筋と考えていた。謝罪の場を設定し、10 月 30 日の運動会に参加するように、保護者の元担任だったスクールヘルパー（ボランティア）（別添 5）を家庭訪問させなど、解決を急いだため、当該児童の気持ちが置き去りにされ、大人の間での解決の図式になっていった。この間の学校の記録は保護者との対応の記録が主で、当該児童の学校での様子など記録は少ない。運動会自体、リレーの練習で周囲の児童から「遅い」と責められたと感じたため当該児童は出席することに積極的ではなかった。その事を学校側は考慮に入れてはいなかった。学校から保護者への頻回の電話や夜間の電話、その中の学校側の心無い発言（後述第 9 - 3 参照）で保護者が苦しむ様子を見て、当該児童は自分が死ぬことでこの混乱を収めたいと 10 月 31 日に保護者が処方された薬を過量服薬し、自殺を図った。当該児童のその心情も学校側は十分理解できていなかった。保護者は解決を期待して学校には自殺企図について伝えていなかった。11 月 8 日にやっと登校できた時の児童 B の謝罪の場面で、自分が長い時間をかけて書いた手紙を児童 B に対して読み上げた。ところが、児童 B も担任もその手紙の内容をくみ取ってくれなかつたと感じるような状況であったため、当該児童が大きく傷つき、保護者は学校に自殺企図について伝えざるを得なくなつた。令和■年 10 月のいじめに関する実態調査（以下、「いじめ実態調査」という。）には欠席していることも自殺企図も記載されていない（別添 6）。11 月 25 日の謝罪の場でも「児童 A だからやつた」と当該児童の人格を否定する発言をしている。それに対してもその場にいた教頭、担任、スクールソーシャルワーカー、市教育委員会指導主事はたしなめたり、その発言を問題視することはなかった。

当該校は 12 月 1 日に当該児童と児童 B のトラブルを見聞きしたかなどのアンケートを実施した。教職員からの聞き取りで、これまで把握していた事実もあるし、把握していないかった事実もあるということであったが、どちらにしろ何らかの対応を

してはいなかった。

そのような環境下でも、12月からリモート授業を受けるようになり、令和■年1月から再登校を始める。この時期は児童Bは別室登校となっていた。また、児童アンケートでは楽しいことを「一人でいること」から「友達と遊ぶこと」と変化する。そのアンケートも3月の卒業前には、仲が良かった児童から裏切られたと感じる事件があったことで、また「一人でいること」になる。登校できているという状況ではあるが、当該児童の心情はぎりぎりの状況が続いていることが推察される。

情報伝達がうまくいっていないことで当該児童の不利益が生じたと認識している保護者が中学校への引き継ぎを強く希望していたが、校長やスクールソーシャルワーカーの調整不足で保護者の希望は叶えられなかった。また、周囲の教職員も引継ぎの重要性を認識して積極的に動くことをしなかった。この、引継ぎが十分にされていないという事が中学校での事案につながったと推測される。

令和■年11月8日の保護者との電話の中で教頭が「重大なことと認識している」という発言があるが、重大事態として対応はされていない。その後も重大事態として対応する必要性についての検討もされていない。

第4 今回申立てがあった当該校における「いじめ」が疑われる事実

令和■年10月25日、給食の時間にクラスメイト全員がいる中で、当該児童がクラスメイトの児童Bにハヤシライスを配ったところ、児童Bが当該児童に対して「児童Aが配って汚いけ、変えて」と言って、別の児童のものと変えたこと。

第5 今回申立てがあった当該校における「いじめ」が疑われる事実についての認定

1 事実認定

当該児童は、小学■年生から■年生までの間、■を利用し、■
■を受けていた。

小学■で学習するようになった。

当該児童は、小学■年生の時、児童Bらから上下座を求められたことがあった。

令和■年10月25日、給食の時間にクラスメイト全員がいる中で、当該児童がクラスメイトの児童Bにハヤシライスを配ったところ、児童Bが当該児童に対して「児童Aが配って汚いけ、変えて」と言って、別の児童のものと変えた。

当該児童は、担任に対し、児童Bから前記発言をされたことを告げたところ、担任は、児童Bに対して「そんなことを言っちゃ駄目だよ。」と口頭で注意をした。

当該児童は、前記発言の翌日の10月26日から登校できなくなった。その後、当該児童は、11月8日にいったん登校するが、その時の児童Bからの謝罪を受けた際に、当該児童が数日かけて書いた手紙を読み上げたが、児童Bに軽視されたため傷つき、再び登校できなくなった。

児童Bは、担任からいじめに関する前記発言について事実確認をされた際、前記発言を認めなかった。しかし、児童Bの前記発言を見聞きしていた児童の証言によ

り、児童Bは前記発言を認めた。

10月31日、当該児童は、保護者が処方されていた薬を過量に服薬して自殺を図った。

この点、自殺企図については、保護者から学校への後日の報告により分かった事実であり、当該児童の報告でしか事実確認をしていないが、当該児童と保護者からの聞き取り調査や遺書の内容から、第三者委員会としては自殺企図の事実を認定する。

2 いじめの該当性

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう、と規定されている（いじめ防止対策推進法第2条第1項）。

(2) いじめの該当性

当該児童は、クラスメイトの児童Bの前記発言に関して「辛かった」旨を述べ、不安と恐怖を感じており、心身に苦痛を感じているので、児童Bの発言は「いじめ」に該当する。

3 重大事態の該当性

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法において「重大事態」とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、と規定されている（いじめ防止対策推進法第28条第1項）。

なお、市教育委員会は、本事案について「重大事態の疑い」があるという理由により調査を開始している。

この点、「重大事態の疑い」という概念があるかについて疑義が生じたので、文部科学省に「重大事態の疑い」という概念について確認したところ、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に該当する「いじめの疑い」があれば、「重大事態」にあたるのであって、「重大事態の疑い」という概念はないという回答であった。

また、市教育委員会は、本事案について「重大事態の疑い」はあるが、「重大事態」にあたらないという見解である。

この点、いじめの疑いがある場合に、「重大事態」にあたらないという結論になるかについても疑義が生じたので、文部科学省に確認したところ、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に該当する「いじめの疑い」があれば「重大事態」にあたるので、調査の結果、いじめがなかったという結論になったとしても、申立時に遡って「重大事態」にあたらないという結論にはならないという回答であった。

(2) 重大事態の該当性

当該児童は、自殺を図っており、いじめにより生命に重大な被害が生じた疑いがあると認められる。

また、当該児童は、いじめがあった日の翌日より2学期の終わりまで不登校になっており、文部科学省が目安とする30日を超える日数の不登校であるから、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる。

したがって、本事案は「重大事態」に該当する。

(3) 重大事態への対応

保護者によれば、令和■年12月の時点で当該校および市教育委員会に対して本事案が重大事態にあたるのでないかと申立ての意思を示したということである。

この点、「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる」とある。また、重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること（いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会））が求められている。

しかしながら、当該校および市教育委員会は、12月の時点で保護者から重大事態の申立てがあったにもかかわらず、重大事態の調査をしなかった。

その後、当該児童が中学生になってからのいじめ被害について重大事態の申立てがなされた際に、あわせて本事案についても重大事態の申立てがなされたとして第三者委員会を設置したことが調査の過程で判明した。

第6 いじめの事実以外の背景事情

1 当該児童の背景

前述第3-2のように、当該児童は低学年から特定の児童の言動でいやな思いをすることが続いていた。人権教育は行われていたが、それが身近な児童との関係にまで及ぶことはなく、日常的に人格を否定するようなあるいは人間性を貶めるような発言や「土下座をしろ」との強要などが行われていた。■年生までの担任はそのような言動に対して厳しく対応していたが■年生で担任が変わってから、また、■が終了してからは適切に対処されていなかった。

当該児童は、その■から、■ため、他の児童の言動の影響を受けやすい。ましてや、からかいやいじめの言動での傷つきは大きい。また、■で改善されたとはいえるが、■があり、他の児童との軋轢も生じやすい。さらに、■傾向にある。このように集団で生活することに大きなエネルギーを費やしていることを理解できる人が学校

内にいるかいないかで学校生活の困難さは大きく違ってくる。前述第3-3のとおり、■年生以降はそのことを理解できる教員、スクールカウンセラーなどの存在がなかった。中学校に進学しても同様のいじめの被害にあい、その後、■に通い始め、当該児童を理解しようとしてくれる居場所を見つけたことで落ち着いた生活を取り戻し、大きく成長した。このことが、■年生の生活で何が欠けていたか、何が必要だったかを如実に表しているといえる。さらに、いじめを受けた児童は罪悪感を感じやすく、今回の自殺企図の理由である、自分がいなくなれば周囲は困らない、つまり、自分はいないほうが良いという気持ちになりやすいという点に注意を払う教職員もいなかつた。実際、当該児童は■年生の時に「■死ねばいいんやろ」という発言もしていた。

2 保護者の背景

児童の保護者は、周囲に共感・理解できる支援者がいなければ容易に孤立して困難な状況に陥る。当該児童が■年生から■年生に進級した時点で、突然、保護者への周囲の支援が全くない状態になった。これまで毎年行われていた、保護者も含めた■もない今まで、保護者が担任に何度も依頼した当該児童の■や服用中の薬の理解もされておらず、保護者の学校への信頼感は失われていった。それと並行して、保護者は当該児童を自分が守らなければいけないという気持ちが強くなっていた。また、謝罪の場面で保護者が感情的だったという教職員がいるが、なぜ感情的にならざるを得なかつたかという保護者の心情を慮る教職員は残念ながらいなかつた。

3 加害児童の背景

児童Bだけでなく周辺の児童も、何度も注意や指導を受けていたにも関わらず、当該児童に対する人権を侵害する言動は改まっていない。さらに「児童Aだからやった」という当該児童の人格を否定する発言もするような状況が続いていた。学校からの指導は一つ一つの出来事への対応にとどまっており、人権意識の醸成につながる指導や心理的な教育は行われていなかつた。

4 当該校の背景

① 学級担任

これまで、■児童を受け持ったことがなかつたが、当該児童が■が終了した手厚い配慮が必要なタイミングで担任を受け持つた。当該児童の■を理解する必要性やどうしたらいいかを誰も担任に伝えていなかつた。加えて、前述第4の事件の前にやむを得ない事情で急に運動会の担当になることになつた。一年目の学校で行事を担当することの心身の負担は大きく、事案への対処に影響があつたと複数の教職員からの聞き取りで話されている。

② 学校

■という目に見える状況があるため、■が積極的になされていた。これは、組織的対応というより、その時の担当者の意識の高さによるところも大きかったと推測される。そのため、担任が変わるとその配慮が継続されず、放置

ともいえるような状況が作られた。■年生までも当該児童と他の児童の間で今回のいじめと似たような出来事はあったが、当該児童は何とか踏ん張って学校に来ていたのは当時の学校の対処が当該児童を支えていたと推察される。■年生の事件で当該児童の心が折れたのはいじめ自体に加えて学校の対応と考えざるを得ない。

■での対応の検討も全くされておらず、当該児童の■を理解して■で支えていこうという姿勢が全く見られない。■したのであれば、何の配慮もいらないと考えていたのではないかとすら受け取られるような状況であった。■年生で■が実施されたのは■の令和■年3月7日であった（別添7）。

事件後の対応では、保護者への対応ばかり考えて行動し、当該児童が置き去りにされていたということが教職員の聞き取りで話されている。また、運動会に出てほしいという当該児童の心情とはかけ離れた学校側の思惑が保護者に負担が生じるような働きかけになったのではないか。そのことが当該児童が自殺を図るということにつながったと推測される。さらに、自殺企図に対する学校の対応も適切になされていなかった。児童Bが「言ってない」と否認していたこと、謝罪の場面で「児童Aだからやった」という人格を否定する発言の軽大さを学校側は認識していなかった。また、小学校■年生から続いていた当該児童への人格否定の言動との連続性や関連性も問題視していなかった。

さらに、中学校への引き継ぎが当初の約束通りになされなかつたことが、前述の保護者の不信感と当該児童の不安をさらに大きくした。

前述第3-4のとおり、「重大なことである」と認識していながら、重大事態としての対応の検討はされていなかった。

5 市教育委員会の背景

- ・■が適正になされているという認識をしていた。
- ・市教育委員会のいじめ重大事態についての認識が誤っていた。
- ことなどが教職員からの聞き取りで明らかになった。

また、学校側と同じく、「対応が大変な当該児童と保護者」という認識を持っていましたと言わざるを得ない状況が聞き取りで明らかになった。いじめ事案について誤った認識を持つスクールソーシャルワーカーに頼り、他の専門家の意見を聞こうという姿勢に欠けていた。当該児童や保護者が持つ学校への不信感がなぜ起きたかという視点がないまま「対応が大変な当該児童と保護者」という認識で対応を進めていった。

学校同様、この時点での重大事態の認定や重大事態としての対応の検討もされていなかった。

第7 当該校における不登校の原因についての考察

当該児童は、児童Bの前述第4の発言の翌日から不登校になった。当該児童は、児童Bの前述第4の発言により保護者に死にたいと口にするほど辛い思いをし、再び同じようなことを言われたらどうしようという不安や恐怖から不登校になってい

る。

したがって、いじめと不登校との間に因果関係が認められる。

第8 当該校における自殺企図の原因についての考察

当該児童は、児童Bの前述第4の発言の6日後に服薬により自殺を図った。

当該児童は、いじめにより翌日から不登校になり、いじめを受けた際の担任の対応が不十分であったことや児童Bがいじめにあたる発言を認めず、嘘をついていることに苦しんでいた。

運動会が令和■年10月30日に控えていたが、担任等が保護者との話し合いの場を持てなかつた。このため、校長は、保護者の小学生時代の担任が4月からスクールヘルパー（ボランティア）として学校に関わっていたので、同人に保護者と話し合いができるいないことを相談し、同人が保護者に連絡して話すことになった。

保護者は、学校からの電話連絡及びスクールヘルパーからの電話連絡とその発言内容に非常なストレスを感じて精神的に疲弊していた。

当該児童は、学校やスクールヘルパーからの連絡により保護者が精神的に疲弊している姿を見て苦しんでいた。当該児童は、自らが存在しなければ、保護者が苦しまなくて済むし、いじめもなかったことにしていいと思っていた。

当該児童は、いじめを受けた際の担任の対応が不十分であり、児童Bが嘘について、いじめが解決に向かわないと合わせ、学校の対応による二次被害を苦にして自殺を図った。

当該児童の遺書（別添8）には、いじめの問題が解決に向かわないと学校の対応により保護者が苦しんでいるので、死んで自分がいなくなれば保護者が楽になると記述されている。

いじめだけでなく、学校による二次被害が自殺企図のきっかけとなり、理由となっているが、当該児童は、いじめに該当する前述第4の発言に苦しみ、いじめが解決に向かわないと苦にしていたであるから、いじめと自殺企図との間に因果関係が認められる。

なお、自殺企図と当該児童が■との関連性、すなわち

■などに由来する自殺企図を疑う仮説に対して所見を述べる。

前記のとおり、当該児童は、自殺企図に先立って遺書（別添8）を記していた。

本遺書は、長いものでは100文字以上から成るもののが複数枚見つかっており、書き損じを下書きのように用い、新たに書き直している痕跡も認められた。

内容においては、当該校の一連の対応に疲弊する保護者への申し訳なさと、自身の存在が保護者を苦しめる要因になっているとの思いが見られ、自身がいなくなれば保護者が苦しみから解放されると考えたことが自殺を決意した経緯として記されるなど、いじめによる心的外傷後の心理的視野狭窄は認められるものの、全体を通して論理的整合性を満たし、矛盾のない文章構成であった。

一方、本事案での自殺企図の局面は、自宅における保護者の入浴中、すなわち自身

から保護者が目を離さざるを得ない時間帯を見計らって自殺企図に及んでいた。

また、第三者委員会の事情聴取において、当該児童に抑制や社会性などの非機能性は観察されず、知的機能や語用論的コミュニケーション機能なども適応的と見立てられた。

したがって、これらの認定された事実からは、前述第3および第6にある経過の一方で当該児童における相応の適応機能が示されており、自殺企図が当該児童の [REDACTED] との疑いに対して否定的な所見が認められるところである。

第9 当該校におけるいじめ対応およびいじめ防止対策体制に対する評価

1 いじめ実態調査について

前述第3のとおり、当該校が市教育委員会との情報共有に用いた令和■年10月分のいじめ実態調査では、いじめ発生翌日の10月26日以降は欠席していたにもかかわらず、「通常通り出席している」との事実に反した記載を行っている。

また、同様に翌月の11月分のいじめ実態調査では、「保護者が安心できないとして、欠席している」との断定した記載を行っており、保護者に起因する欠席であるかのように特記した記載が認められる。

特に、10月31日に当該児童が自殺企図に至った事実については、その後においてもいじめ実態調査に全く記載されていないことから、人命に関わる極めて重要な経過記録の瑕疵と言うべきであり、実態調査において不都合な記録を忌避したとの倫理的な疑いを免れない。

2 初動と学級担任支援について

前述第3から第8のとおり、当該児童から被害の訴えがあった当日、担任は児童Bに事実確認を行ったが、児童Bが否認したため、そこで基本的な指導を終結した。

しかし翌々日、当該児童の保護者から再度の訴えがあったため、校長、教頭、担任ら教員3名が、児童Bおよび他の児童からも改めて事実確認を行い、そこで他の児童から得た証言によって児童Bが発言を認めたことで、ようやく加害事実が判明した。

いじめ発生当日の対応に際し、日撃者がいる可能性が高い状況であったにもかかわらず、学級担任・児童Bの二者間で事実確認を行った点や、その場で児童Bから否認されたため終結させた点は、生徒指導上の適切性を欠いた指導と言わざるを得ない。

さらに、加害事実の実態は、当該児童が給食係として正当に配膳した料理を拒否し、公然と交換を求めるもので、その本質は、料理はもとより当該児童本人を不浄であるかのように扱う非常に差別的な行為であったが、前記の生徒指導上の不備があったために加害事実の特定、すなわち児童Bが差別行為の事実を認め、自身の言動の反道徳性を省みるまでに時間を要した初動の後手が、本事案において当該児童および保護者からの不信感を招く端緒となったことは否めない。

なお、当該児童は担任のことを本来は慕っており、「先生のおかげで勉強を好きになった」旨を保護者に語っていたという。

また、担任からの穏やかな語りかけに対し、声変わり前の当該児童が恥ずかしそうに答える様子の音声記録が残っており、両者間における既存の信頼関係の良好さが窺われる。

それだけに、年度当初に担任が当該児童宅を家庭訪問した際、小学校■学年当時にも児童Bら複数の児童からいじめに該当し得る行為を受けた過去がある、との情報提供を事前に受けていたにもかかわらず、当該児童の保護者から再度の訴えがあるまで、本事案において加害事実の特定に至らなかつたことは悔やまれる。

一方、担任は、児童Bに対する日頃の印象として、比較的活発な学級において他の児童を引っ張っていく存在であり、委員会活動においても■など積極的で、自身の学級経営に際して■児童だと好意的に評価していた。

このような、一見快活に見える者を重用する傾向にある学校風土・文化に基づく人物評価が、加害事実の特定を妨げる先入観として働いていた可能性を否定できない。

したがって、当該児童と児童Bを巡る過去情報と本事案とを一連の経過として捉えることができず、両児童に対して公正に初動に当たれなかつた旨を、事後になってではあったが忸怩したことは妥当と言える。

翻って、担任の要因として、本事案発生前の時期に当該校内のやむを得ない事情によって、開催期日が差し迫った運動会を中心的に企画運営する体育主任の校務分掌を、学級担任を持っている同人が引き継がざるを得ない状況にあったことは無視できない。

同人は、当該校への異動初年度であったため、当該校においては運動会の開催経験がなく、加えて、コロナ禍において感染対策に配慮した上での運動会の企画運営を求められたため、同人において時間的・精神的余裕に乏しい状態が当時慢性化していた可能性を勘案すれば、本事案対応に際し、学校として同人への学級担任支援体制が構造的に充分であったとは言えない。

他方、当該児童が再登校可能な状態になった際、当該児童の教室入室・滞在への心理的負荷に配慮するため、校長の指示の下、加害側である児童Bを別室登校させたことは、通例に鑑みて加害児童に対する毅然とした処遇であったと評価可能である。

ただし、本来的には、いじめ防止対策推進法第23条第4項において「必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする」と明文化されている一措置であるため、加害児童の学習権の保障には慎重を期しつつも、主旨として被害児童の安全性の保障に配慮すべく、本処遇が他のいじめ事案においても現実的かつ社会常識的に運用されることが望ましい。

逆に、加害児童の学習権などを偏重するあまり、本処遇のような毅然とした必要措置を講ずることをためらい、被害児童や保護者の尊厳を蔑ろにした対応に終始するような事態は、いじめ防止対策推進法の法理に反すると言える。

3 元教諭と当該児童の保護者との関係性について

前述第3および第8のとおり、校長は、当該児童の保護者が小学生時代に学級担任を務めていた元教諭が、定年退職後に地域ボランティアであるスクールヘルパーとして偶然にも当該校で活動していたため、本事案対応に加えた。

このことに際して元教諭は、自身が対応に加わることを当該児童の保護者がどのように感じるかとの心配もよぎったが、元学級担任と教え子という関係性が本事案において解決的に働くことを期待して対応に加わった。

しかし、同人は、そもそも当該児童の保護者が小学生時代の頃から、

██████████を自覚していなかった。

そればかりか、同人は、本事案対応に際して当該児童の保護者を「お前」呼びし、「お前に言わせたくない」「お前のために学校はあるんじゃない。色々と他のことも忙しい」と発言するなど、被害児童の保護者に対する接遇として不適切な言動があったとされ、教え子に対する前時代的な態度を本事案対応に持ち込んでいた可能性を否定できない。

したがって、元教諭の一連の不適切な言動、ならびに同人を本事案対応に加え事態の收拾を図った校長の思惑が、当該児童および保護者との信頼関係を著しく毀損し、無用な関係悪化を招く主因となった蓋然性が高い。

なお、元教諭を本事案対応に加えたことは、当該児童の保護者との間において、元学級担任と教え子という既存の関係性を持つ者が、本事案対応者と被害児童の保護者という新たな関係性を併せ持つ構図となり、元学級担任という優越的な立場から被害児童の保護者に対して操作的に介入し得るため、臨床心理学的に見れば、多重関係(*multiple relationship*)と呼ばれる複数の関係性を濫用した倫理的な禁忌に抵触する恐れがある。

したがって、校長は、元教諭の本事案対応への是非について、当該校を担当訪問していたスクールカウンセラーより事前に臨床心理学的見地からの助言を仰ぐべきであったが、後述第9-4のとおり、必要な依頼を行っていなかった。

4 いじめ防止対策体制について

前述第5のとおり、第三者委員会の事情聴取において、本事案が重大事態であるか否かについて教職員間の認識に齟齬が見られ、「重大事態の疑い」がある段階との認識を持つ教職員が市教育委員会内を含めて散見されたが、文部科学省から改めて得た回答によっても「重大事態の疑い」との概念は存在しない。

すなわち、被害児童や保護者からの申立てによるものを含む「疑い」が生じた段階で、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号および第2号に係る重大事態として然るべき調査・報告等を要するため、市教育委員会以下、一部の教職員が「重大事態の疑い」がある段階との認識の下で本事案へ対応していたこと自体、いじめ防止対策推進法に係るコンプライアンス、および本事案対応に係るガバナンスの第一義的な不備であった。

一方、当該校は、いじめ防止対策推進法第22条に基づく組織を設置しており、当

該校を担当訪問していたスクールカウンセラーも外部専門家として委員を務めていたが、校長はスクールカウンセラーに対して本事案への継続的な支援を依頼していなかった。

また、いじめ発生後に校長が当該児童や保護者に対して発出した [REDACTED] に係る項目においても、スクールカウンセラーによるカウンセリング等の臨床心理学的な支援策は具体的に記載されていない。

無論、直接的なカウンセリングに関しては、児童や保護者から申し込みがない限り強制されるべきものではないが、前述第9-3のような多重関係の是非を含め、学校としてどのような対応を取るべきか、[REDACTED] を行うべきかなどについて、スクールカウンセラーより臨床心理学的見地からの助言や介入を仰ぐべきところ、本事案に係る継続的な会議へのスクールカウンセラーの出席、およびスクールカウンセラーによる教職員に対する継続的な助言の場も設定しておらず、いじめ防止対策推進法第23条第3項に鑑みて、心理専門的な体制を欠く不充分な対応に終始していたと言える。

5 小中連携に係る引き継ぎについて

前述第3および第6のとおり、小中学校間の引き継ぎに際して当該児童や保護者からのさらなる信用失墜を招いた経緯は、校長、教頭、担任、市教育委員会指導主事、スクールソーシャルワーカー、当該児童の保護者同席の下で協議し、スクールソーシャルワーカーが仲介設定するとしていたはずの個別的な引き継ぎの場が、実際には令和[REDACTED]年度の中学校入学前に履行されなかつたことにある。

当該児童の保護者側は、自殺企図にまで至った本事案の深刻性に鑑みて個別的な引き継ぎの場が設定される旨を聞いていたが、スクールソーシャルワーカー側は、個別的な引き継ぎの場を設定することもできる旨の可能性を説明したに過ぎないと認識を持っており、合意形成に不備があった。

さらに、個別的な引き継ぎの場の設定必要性に関して、その後においても校長とスクールソーシャルワーカーとの間で確認を交わしておらず、当該児童の保護者から問い合わせがあるまで進捗していなかつたことは不作為と言える。

なお、前述第2のとおり、スクールソーシャルワーカーは、当該校への配置ではなく市教育委員会に所属があり、当該校からの依頼に応じて市教育委員会から派遣される形で本事案に関与していた。

また、本事案の翌々年度より、市教育委員会内において当該スクールソーシャルワーカー職は会計年度任用職員ではなく正規職員化されたが、市教育委員会に所属する福祉職として制度的な知識が求められる職種であるにもかかわらず、一貫して本事案が重大事態との認識はないと述べており、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号および第2号、ならびに文部科学省ガイドラインに照らして明らかな事実誤認が認められる。

したがって、関係法令の事実誤認、合意形成の不備、進捗の不作為、ならびに一連の不履行をきたしていた当事者が市教育委員会の職員であり、なおかつ当該児童や保

護者と学校との仲介等を含むソーシャルワークを務めていたことが、後に中学校における着手当初からの事態軽視への遠因となった可能性をも指摘せざるを得ない。

第10 本事案を踏まえた提言等

第三者委員会としては、今回の調査結果を踏まえて、学校等のいじめ対応について、以下のとおり提言を行う。この提言を受けて、幅広い関係者の意見を聴取しながら、改めて学校等において実施可能な、より効果的ないじめ対応の方策を策定されるよう要望する。

I 学校に対する提言

1 いじめ防止対策委員会を定期的に開催し、いじめの予防のあり方から、いじめの早期発見、いじめを認識した際の対応まで、組織的な対応を行う体制を確立すること。

その際、児童や保護者の意見を聴取するとともに、心理や福祉の専門家などの、幅広い知見をいじめ対応に反映させるように努めること。

本事案では発生当初から組織的な対応が検討されていない。重大な人権侵害に当たる可能性があることや、個人的なつながりを利用して問題解決を図ることの是非などが組織的に検討されていれば、その後の展開は変わってきたと推測される。

2 児童及び教員に対して、引き続いいじめに関する教育、研修を行い、さらにそれを充実させて、全ての教員と児童がいじめの定義、いじめが被害児童に及ぼす影響、いじめを認識した際にとるべき対応について共通した理解を得るように努めること。

当該校ではいじめの研修は行わっていたが、それが人権の侵害や人格の否定につながるという内容ではなく、また、研修が抑止力にならず、当該児童に対するいじめにあたるような言動が長年繰り返されていた。

3 いじめ被害に遭った場合や目撃した場合に安全に相談できる窓口を継続して児童に伝えるとともに、学校がいじめの申告に対して全力を挙げて対応することを児童に示すことにより、児童が相談することが有効であると感じられるように努めること。

本事案では、当該児童に対してはいじめにあたるような言動が繰り返されており、■年生までは当時の担任が対応していたが、■年生以降は学校が「相談することが有効」と感じられる対応を行っていなかった。

4 いじめの申告がなされた場合には、申告されたいじめの内容やその時期にかかわらず、いじめ防止対策委員会を開催して組織的な対応を行うとともに、いじめ対応を正確に記録し、その後の対応において参照でき、また、教員間で共有できるようにすること。さらに、重大事態に該当することが判明した場合は認定を遡巡することなく、早期に調査を開始できるよう市教育委員会と調整を図ること。

本事案では、組織的な対応を検討する場が設けられておらず、個人的なつながりでの対応が事態を混乱させた。また、「重大なことである」と認識しているにもかかわらず重大事態としての調査の検討はされていなかった。さらに、前述第9-1のとおり、いじめ実態調査に10月の欠席や自殺企図が反映されていなかった。

5 いじめが発覚した後の被害児童の保護のありかたについては、学校ができるることを明確に示したうえで、被害児童や保護者の心情に寄り添い、できる限り被害児童や保護者が抱いている不安の軽減につながる対応を検討すること。早期の解決に走ることで被害児童の心情が置き去りにされることが無いよう留意すること。

本事案では、ぎりぎりの心の状態で学校生活を送っていること、数年来続いているいじめのような言動への恐怖や傷つきがあったことは理解されていなかった。令和■年10月25日以降も大人の視点で対応が進められ当該児童の心情が置き去りにされている。また、保護者が感情的にならざるを得ない学校の対応やこれまでの経緯を理解し、保護者の側に立った対応をする役割の人が残念ながらいなかった。

事案が発生した時に、学校は事実確認など中立の立場にならざるを得ない局面がある。その際、加害児童の肩を持つという誤解が生じることもある。その時に、事実はさておき、被害児童や保護者の側に立つ役割の存在が必要となることがある。

6 いじめ加害児童の指導にあたっては、禁止行為違反に対して、形式的に懲戒をしたり、被害児童への謝罪をさせるのではなく、加害児童の内省を深め、他の児童への権利侵害行為に及ばない姿勢を自発的に持つことができるよう継続的に教育すること。その際、スクールカウンセラーなど専門家の関与を勧めるなど、加害児童の心理面に配慮した丁寧な働きかけをすること。特に権利侵害行為を繰り返す児童に対しては、その児童自身の心理的問題にも着目すること。

本事案では「許すことを前提とした謝罪」と当該児童や保護者が感じている。そのような齟齬がないように、慎重に進め、被害・加害双方の児童の将来につながる教育や指導が行われる必要がある。

また、当該校の関係者が、謝罪という形にのみこだわり、謝罪の内容や加害者の反省の深さに目が向けられていなかったため、謝罪を受けた当該児童がさらに傷つく事態に至った。

7 児童及び教員に対し、■児童への理解を深めるための教育や研修を行うこと。また、教員がその理解を共有できる体制を作ること。

スクールカウンセラーや受診している医療機関などの専門家と連携を取りながら、

■が途切れが途切れることが無いように、■を関係者間で共有すること。そのためには、■などが有効に機能できる体制を整えること。その際、北九州市が作成した学校における■などを活用すること。
■
■

■にも移行時の引継ぎの重要性がうたわれている。

本事案では■年生以降は何ら配慮がされていない状態が続いていた。

8 教員間で児童についての情報の共有が確実に行われるようシステムを構築すること。また、被害児童や保護者が希望する場合は学外の機関とも情報の共有を確実に行うこと。

9 教員の業務負担が大きくなり、そのために児童への配慮がおろそかになることがない様に、管理職は学内の職員の職務の状況を常に把握すること。

本事案では、前述第9-2のとおり、担任の業務負担が大きくなつたにもかかわらず、それに気づいていない管理職がいたことが教職員からの聞き取りで明らかになつた。

また、[REDACTED]当該児童への関わり方について、担任への指導や支援も不十分であった。

10 教員間の業務分担を適正に行い、問題解決を急ぐあまり、安易に、適切ではない立場にある人に解決を依頼することがないようにすること。また、個人情報への配慮も慎重にすること。

本事案では、前述第9-3のとおり、ボランティアという何ら法的な守秘義務が課せられない立場の人を介入させたことで事態が混乱した。また[REDACTED]などのデリケートな個人情報が安易に記録に残されるなどの事態も発生している。スクールヘルパーは[REDACTED]が、それ以前にボランティアの立場で介入していた。

II 市教育委員会に対する提言

1 新型コロナの影響で教職員等への研修が十分実施できていないためもあるかもしれないが、市教育委員会も当該校もいじめ対策の基本的な認識が十分ではない。今後、いじめ対策や児童の人権についての周知を関係者に徹底すること。

本事案では、前述第9-5のとおり、教職員やスクールソーシャルワーカーのいじめ事案に対する基本的な認識に誤認があったことが、教職員からの聞き取りで明らかになつた。

2 [REDACTED]児童、[REDACTED]児童に対して各学校で[REDACTED]がなされているかを確認すること。

本事案では、■年生になって実際には行われていなかった[REDACTED]の作成および面談がなされていたという市教育委員会の誤認が教職員からの聞き取りで明らかになつた。

3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、[REDACTED]等が各学校で有効に機能しているかを把握すること。

本事案では、前述9-4のとおり、専門職が機能しておらず、また、[REDACTED]が十分機能していなかつたことも教職員からの聞き取りで明らかになつた。

4 学校からの報告が重大事態としての調査が必要と判明した場合は速やかに調査を開始すること。

5 [REDACTED]以上、[REDACTED]後のフォローアップ体制を整備し、[REDACTED]児童や保護者への支援が突然なくなるという事態を引き起こさないようにすること。

本事案では、[REDACTED]時点で当該児童や保護者への支援が途絶えた。前述第

■■■■■にも移行時の引継ぎの重要性がうたわれている。

6 学校からのいじめ実態調査の内容に誤りがないか確認すること。

また、いじめ実態調査の書式が集計しやすい書式で作成されているが、いじめに対する学校の対応方針や問題点など全体像が見えやすい書式を工夫すること。

本事案では、前述第9－1のとおり、市教育委員会が知りえたであろう事実と違う事実の記載がそのまま放置されていた。

7 前述第9－4のとおり、いじめ防止対策推進法第23条第3項に鑑みて、本事案は心理専門的な体制を欠く不充分な対応に終始していたと言えることから、今後は、いじめ事案に際してスクールカウンセラーより臨床心理学的見地からの助言や介入を仰ぐ学校風土・文化を醸成していくため、必要な施策・体制を拡充すべきである。

なお、いじめ事案は、本事案のように自殺等の危険を伴う高度に臨床的な事態であることから、大学院レベルの臨床心理学的な養成課程における学修や訓練を経た臨床心理士をスーパーバイザー等として招聘し、必要な指導・助言を得ることが望ましい。

8 前述第9のとおり、本事案対応においては、当該児童や保護者に対して心情配慮を欠いた言動が認められるが、その原因を、当該教職員の資質的課題にのみ起因させることは早計と言える。

すなわち、かねてより指摘されている、学校現場における過剰な業務負荷や大量遅職などの影響によるヒューマンリソースの不足によって、教職員間において時間的・精神的余裕に乏しい状態が慢性化し、一部の教職員が「バーンアウト（燃え尽き症候群）」をきたしている恐れが、第三者委員会の事情聴取を通して見立てられるところである。

なお、バーンアウトは「理想に燃え使命感にあふれた人を襲う病」と言われるとともに、その臨床像において、他者への配慮を欠く態度を呈する「脱人格化」と呼ばれる症状が見られることがある。

したがって、学校現場において働き方改革のさらなる推進を行い、もって教職員のメンタルヘルスの保持・増進を図ることは、本事案のような心情配慮を欠いた言動の予防だけでなく、意欲的な教職人材の活用・活躍、および離休職予防・不祥事予防に寄与し、いじめ防止対策を含む学校機能の強化に直結する取り組みとなり得るため、資質向上や人材確保などの既存の対策と併せ、必要な施策・体制を拡充すべきである。

以上